

6. 2018年度 事業計画について

(1) 2018年度予算の概要

(単位:円)

名称	2018年度予算額 (2017年度予算額)	概要
地域就労支援コーディネーター 活動推進業務	15,834,000 (7,917,000)	就労困難者等を対象に支援員が一人ひとりの状況に応じた就労支援メニューを提供し、阻害要因を克服することで就労の実現を目指す。
職業能力開発	1,341,000 (1,331,000)	就労困難者等のスキルアップを図り、就労への支援を行うことを目的として、各種講座やセミナー等を開催する。
雇用・就労創出	286,000 (310,000)	就職面接会、企業啓発セミナー(シンポジウム)等を実施し、就労困難者等の就労機会の拡大を図る。
地域就労支援基本計画推進 にかかる経費	409,000 (289,000)	地域就労支援基本計画の円滑な推進を図るため、関係機関・団体により構成された地域就労支援基本計画推進委員会を運営し、効果的な事業展開を検討する。
合 計	17,870,000 (9,847,000)	

(2) 2018年度事業計画及び年間スケジュールについて

【 地域就労支援基本計画推進にかかる会議開催 】

会議名	目 的	開催予定時期
地域就労支援基本計画 推進委員会	八尾市地域就労支援基本計画の総合的・計画的な推進体制を整備することを目的とする。	7月・2月 (年2回)
相談員連絡会議	地域就労支援センターの相談業務を円滑に実施するため、知識・情報の共有化を図り、コーディネーター相互の協力体制を構築することを目的とする。	4月・奇数月 第3木曜日
ケース検討会議	地域就労支援事業における就労困難者等の個別ケースについて、関係機関が連携を図り、就労阻害要因の解消に向けた支援策を検討することを目的とする。	随時

【 地域就労支援コーディネーター活動推進業務 】

センター名	相談時間	コーディネーター数
中央地域就労支援センター (ワークサポートセンター内)	月曜～金曜 午前10時～午後6時	非常勤嘱託員 2名

センター名	相談時間	コーディネーター数
桂地域就労支援センター (桂人権コミセン内)	月曜～金曜 午前9時～午後5時	委託先職員 1名
安中地域就労支援センター (安中人権コミセン内)	月曜～金曜 午前9時～午後5時	委託先職員 1名
龍華地域就労支援センター (龍華コミセン内)	月曜～金曜 午前9時～午後5時	委託先職員 1名
山本地域就労支援センター (山本コミセン内)	月曜～金曜 午前9時～午後5時	委託先職員 1名

【 職業能力開発 】

講座名	内容	対象者	開催予定時期
個人対応パソコン講座	ワード・エクセルの基本を体系的に学び、事務職として働くための実践力を身につけることを目的とした講座	各支援センターより誘導された就労困難者	7月～3月
介護職員初任者研修	介護施設等での就労に必要な資格を取得するための講座	求職者全般	10月～1月
若年者向け 就職支援セミナー (ワークサポート事業)	履歴書の書き方や面接の受け方、また就職するために必要なビジネスマナー等を学ぶ講座	若年者を中心とした求職者全般	会社説明会と連動して年2回

【 雇用・就労創出 】

取組み名	内容	対象者	開催予定時期
障がい者雇用を考える集い	障がい者雇用支援月間の取組みとして、障がい者雇用を促進させるためのシンポジウム等を開催する。	事業所人事担当者 その他関心のある者	9月25日
就職フェアやお・かしわら	八尾市・柏原市内事業所を中心とした就職面接会を実施し、就労の機会を提供する。	求職者全般	10月30日
会社説明会・就職面接会 及び個別職業紹介 (無料職業紹介事業)	八尾市無料職業紹介所及び八尾商工会議所主催の就職面接会等を開催し、市内事業所の人材確保を支援する。 また、就労困難者等に対し、個別に職業紹介を実施する。	就労困難者等を含む 求職者全般	・八尾市説明会・面接会 (5月12日、7月7日、 9月8日、12月8日、 3月9日) ・ものづくり企業説明会 (9月26日27日) ・介護施設説明会 (10月ごろ) ・個別職業紹介は随時

(3) 2018年度事業計画(重点)について

第8期実施計画に基づき、次の通り重点施策を展開していきます。

施策番号 36

名 称	就業支援と雇用創出
施策の展開方針 (重点施策)	<p>地域における魅力ある多様な就業機会の創出の重要性に鑑み、「八尾市人口ビジョン・総合戦略」に基づく就業支援や市内事業所の人材確保支援のための取り組みを積極的に進めます。</p> <p>とりわけ、本市の就労支援の拠点施設であるワークサポートセンターの機能充実により、乳幼児を連れた求職者が利用しやすい環境整備を図るなど、多くの方のさらなる就労につなげていきます。</p> <p>さらに、地域就労支援事業においては、相談場所や体制の強化を行うとともに、パーソナル・サポート事業等、他の事業との連携により、就労困難者等の一人ひとりの悩みに応じた支援を行い、誰もがいきいきと働くことのできる社会の実現をめざし、取り組みを進めます。</p>

【事業計画】

(1) 地域就労支援事業の拡充と事業周知について

既存の相談事業についての庁内での検討の結果、2009年度(平成21年度)から実施している「就労・生活相談事業」は終了とし、地域就労支援事業とCSW 配置事業を再編し、地域就労支援事業の拡充と福祉生活相談支援事業の創設を行うこととしました。

就労・生活相談事業における過去の実績をみると、就労・就職に関する相談が年間 500 件程度あるため、過去の相談実績や行政区人口とともに、地勢的な配置の観点も含めた検討の結果、現在の中央(ワークサポートセンター)、桂、安中の3か所に加えて、龍華及び山本の2か所の相談拠点を追加で配置し、市内の5地域就労支援センター体制へ事業拡充することで、専門性の高い就労相談の体制を整えます。なお、就労・生活相談事業において対応していた就労分野以外の相談については、福祉部局の福祉生活相談支援事業の創設にて対応します。

新設される地域就労支援センターを含めて広く事業について知っていただけるように、市政だよりや市のホームページ等を活用した広報を行うほか、福祉生活相談支援事業を所管する地域福祉政策課と連携し、自治振興委員会や民生委員児童委員協議会での事業説明を実施するなど、就労実現に向けての支援を必要とされている方に、情報が届くよう周知に努めます。

(2) コーディネート技量の向上と連携の強化について

2016年度の組織機構改革により経済環境部労働支援課が創設され、労働支援係と職業相談係の2係体制となったことを契機に、地域就労支援事業をはじめとする就労支援にかかる事業の支援担当者のコーディネート技量の向上と連絡体制の強化のため、相談員連絡会議を開催してきました。相談員連絡会議では、各相談員による相談事例の紹介を通じたケーススタディを実

施するほか、ハローワークなどの関係機関による事業説明や意見交換を行うなど、相談員のスキルアップや関係機関との連携強化に向けて取り組んできました。2018年度についても、引き続き相談員連絡会議を開催し、相談員のスキルアップを図ります。

また、地域就労支援事業をはじめとする就労支援事業がそれぞれの事業特性を活かして連携し、生活困窮者支援や福祉生活相談支援事業を行っている福祉部門や関係機関等との連携も強化しながら、就労支援について期待される専門相談事業としての役割を果たしていきます。

(3) ワークサポートセンターの機能充実について

本市の就労支援の拠点施設であるワークサポートセンターについて、2017年度(平成29年度)子育て中の人でも利用しやすい環境をつくるため、キッズコーナーを設置しました。2018年度(平成30年度)には、ベビーシート付き多目的トイレを設置し、乳幼児をつれた求職者が利用しやすい環境整備を図ります。

(4) 差別解消に向けた法律の施行についての啓発

平成28年に入って、さまざまな差別を解消するための3法律が施行されました。

- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年6月19日成立、同26日公布。平成28年4月1日施行。以下、「障害者差別解消法」)。
- ・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(平成28年5月24日可決、成立。6月3日施行。以下、「ヘイトスピーチ対策法」)です。
- ・「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年12月16日に公布・施行以下、「部落差別解消法」)です。

より公平で平等な社会となるように施行された法律を事業者にも周知、啓発することは、公正な採用選考ほか、就労困難者等への就労の実現につながるものと認識しています。八尾市企業人権協議会事務局として、事業者に対する法律の周知、啓発を行います。